

環廃対発第 111018002 号
平成 23 年 11 月 18 日

関係都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災により生じた災害廃棄物の
広域処理の推進に係るガイドラインの改定について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

標記ガイドラインについては、災害廃棄物安全評価検討会における検討を経て、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方について整理し、本年 8 月に通知したところです。その後、被災地側における災害廃棄物の処理に係る放射性物質に関するデータの蓄積等を踏まえ、その内容の充実を図り、本年 10 月に改定の通知を行ったところです。

さらに、今般、再生利用を含めた広域処理の安全性の考え方について、11 月 15 日開催の第 9 回検討会において検討を行い、改定ガイドラインとして取りまとめましたので、お知らせいたします。

については、本ガイドラインを参考に、受入自治体や住民の御理解を得て広域処理が円滑に進むよう、管内市町村等への周知方お願いするとともに、広域処理に向け特段の御協力をよろしくお願いいたします。